

### 地域包括支援センター運営方針 職員体制に関する資料

令和6年4月の介護保険法施行規則の改正で、地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について示された。介護保険最新情報「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」の公布について（通知）Vol. 1 2 4 1 令和6年3月29日 厚生労働省老健局

#### 1 常勤換算方法について

現行の地域包括支援センターの職員の員数について、常勤換算方法を認める。常勤換算法とは、センターの勤務延時間数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより、職員数に換算する方法である。

・以前の配置基準

3職種を常勤職員を配置する（32時間以上/月）



・新しい配置基準の例

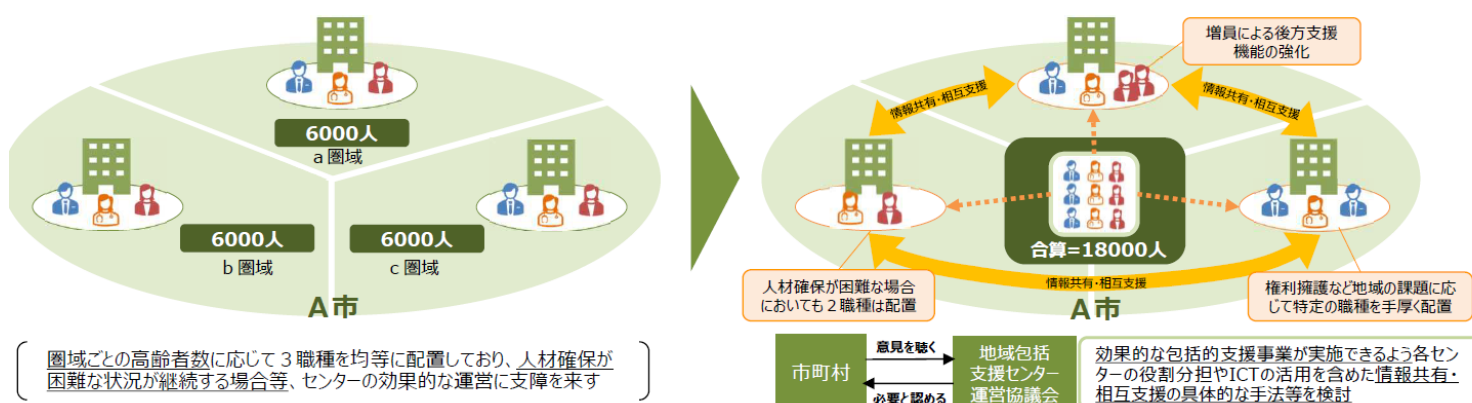
常勤2名 + 非常勤2名（非常勤の勤務時間を合算し、32で割って1以上であれば常勤と見做す）



#### 2 複数拠点で合算して3職種を配置することについて

地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターを一の区域として、当該複数のセンターに配置すべき3職種の常勤職員数の合計を配置することにより、それぞれのセンターの配置基準を満たすものとする。この場合でも2職種の配置は必須とする。

下の例では、A市3圏域、それぞれの圏域に3名ずつ配置が必要だが、圏域を合算し、全体で9名配置する例である。



〔圏域ごとの高齢者数に応じて3職種を均等に配置しており、人材確保が困難な状況が継続する場合等、センターの効果的な運営に支障を来す〕

市町村 意見を聴く → 地域包括支援センター運営協議会 必要と認める  
効果的な包括的支援事業が実施できるよう各センターの役割分担やICTの活用を含めた情報共有・相互支援の具体的な手法等を検討

地域包括支援センターの人員配置については、様々な事情から欠員が急遽発生することが想定される。欠員状態が続くことにより、市民に不利益が生じることがないように、速やかに職員配置を整える必要がある。

今後はセンターの欠員状態が長期化し、市民に不利益が生じる恐れがあるような場合には、改正介護保険法施行規則に基づく常勤換算法による運用を行うこととし、運用後は次回の地域包括支援センター運営協議会において報告することとする。

複数拠点で合算して3職種を配置することについては、本市においては各センターの配置基準が満たされており早期の導入の必要はないが、今後センターにおける職員体制の状況を注視し、必要と認められる場合には運営方針を改正したうえで導入することとする。